

平成22年第4回住居表示整備審議会

◇ 日時

平成22年8月20日（金曜） 午後2時00分～午後3時30分

◇ 開催場所

小平市役所 3階 庁議室

◇ 出席者

住居表示整備審議会 委員16名（二宮委員欠席）

事務局 市民生活部職員 5名

傍聴者 1名

◇ 会次第

- ・ 開会
- ・ 審議（諮問内容について）
- ・ その他
- ・ 閉会

◇ 会議録（要録）

以下の記録は、事務局により要旨を編集したものですので、発言の微妙なニュアンス等が表現されていませんので、ご了承ください。

本要録中の諮問内容（1）～（4）については、

- （1）「平成24・25年度に実施される町区域の変更及び新設について」
- （2）「新設される町区域の名称に関する基本的な基準について」
- （3）「街区の起点について」
- （4）「実施時期について」

である。

1. 審議（発言の要旨）

【委員】

以前住居表示を実施したときと比較して、住民の反応などの傾向はいかがか。また、基本的な質問も多いように見受けられるが、どのように評価しているか。

【事務局】

町の名前が変わることによる傾向が見受けられる。出席率も世帯の1割程度であれば以前よりも良いほうではないか。

また、今回の説明会の質問に関しては、PR不足は否めない。これから力を入れていきたい。

【委員】

町の区割りに関する具体的な対案についてはどのように回答したのか。

【事務局】

町の規模や幅員があり道路愛称のある道路を基準にした区割り案にて、理解を求めた。

【委員】

住居表示の必要性は説明を聞いて、はじめてわかるところもある。説明会を実施する中でその変化は見てとれたか。

【事務局】

説明を聞いて住居表示反対から賛成へと変わった事例はないが、隣の地番がわからないのではないかとといった説明には納得いただけた。今後、住居表示の理解を得られるよう説明会を中心に根気強く続けていきたい。

【会長】

地元説明会の予定が決まっているようであればお答え願いたい。

【事務局】

9月に開催したいが、町名に関する関心が高い。町名に関する材料が少ないと説明が難しい。

【委員】

説明会の実施について、どのように周知するか。

【事務局】

市報、ホームページ、自治会への案内、ポスターなどで行う。

【委員】

マンションの管理組合などのようなところへはどのように周知したか。

【事務局】

今回実施した説明会では個別配布により周知した。

【委員】

花小金井五丁目は住居表示実施地区と未実施地区とが道路を挟んで隣り合っている。当初地元でもすぐに住居表示を実施するという話を聞いたとのことだが、どうなっているか。

また、昭和病院と丸井グラウンドのところで三町が合わさって新しい町となる区域について再度説明されたい。

【事務局】

平成5年に花小金井五丁目は住居表示を実施した。野中通りより西側を未実施地区として残したのは、団体生命のグラウンドがあったことや耕作地が多くあり、市街化が進んでいなかったことなどによる。

【会長】

町の区割り案について、再度、事務局より説明願いたい。

【事務局】

事務局より説明

【委員】

今回実施した説明会においては、PR不足による基本的な質問、意見が多かったように思われる。諮問の(1)(2)に関係する、具体的な提案については、原理原則、住居表示実施基準等に見合った説明を行うことで理解を求めていけばよい。

【委員】

住居表示実施基準について、説明することで理解は得られると思う。

また、以前に実施した住居表示に関する地域懇談会での意見にあったように、花小金井という地名に対して愛着を持っている人が多い。今回の住居表示には町名が変更になる花小金井地区が含まれるため、丁寧に説明していく必要がある。

【委員】

天神町についても同様である。住居表示の必要性については理解できても、わが事となると、なぜ今なのかといった声上がる。説明会の回数を増やすなど、住民の理解を得る必要がある。

【委員】

自治会、神社の氏子、農家などによるつながりから、町名等に関する意見を言ってきたことはないか。

【事務局】

地縁的なつながりによる意見はなかった。

【委員】

六中通りより東側の大沼町一丁目と花小金井五丁目が新しい町名となるが、神社の氏子、学区に影響があり、反対意見が出ている。町境を東久留米境に設定し、東久留米市をはさんで十一小学区になったり、花小金井が大沼神社の氏子になることがないようにしてほしい。

【事務局】

住居表示を契機として学区、選挙区などが変わるということはない。

【委員】

平成19年度第1回の答申にあるように、町名に関する愛着は強い。これは、諮問事項の(2)に盛り込まなければならない。(1)の町の区割りに関しては、8月3日の現地調査の結果、事務局案は実施基準におおむね適合しており妥当性があることが確認できた。答申案及び説明会の材料として事務局案を審議会案として文章化する必要がある。

(2)については、住民の意向を最大限に優先し、歴史、伝統、文化や愛着を尊重し、現行町名を生かしたものとすべきである。また、住居表示に関する法律の第5条2項でも、新町名はできるだけ従来の名称に準拠して定めなければならないとされている。その点を住民に十分に説明して、名称の基準を確立する必要がある。

【会長】

第5回で答申の素案をまとめたい。(1)(2)について盛り込むべき基準について、委員の意見、住民の意向を斟酌し文言で表記したい。町名を決定する上で住民の意向を尊重するのは当然であるが、公募という形をとるといえるのはどうか。

【事務局】

審議会での審議の材料として公募をするというのは可能と思われる。

【副会長】

町名については、住民の愛着もあり、審議会だけで決めるよりも、公募で決めるほうが

いい。

【委員】

公募については、あくまでも審議の参考とするのがよい。それよりも、市の広報を通じてあるいは個別広報により、綿密に実施基準等について説明していくことが重要である。そこに住む住民の意向が重要であり、公募一辺倒ではなく、様々な方法で意見を聴取していく必要がある。

【会長】

公募はPRの一環である。説明会で出た意見はPR不足によるものである。公募は審議会の審議に役立つ材料として取り扱う。

【委員】

会長の考え方に賛成する。個別広報する、チラシで募集するなど工夫して地域住民の意向を募っていくというのもいいと思う。

【委員】

町名を考えるための参考となるように、住居表示に関する法律や実施基準について示すと良い。市報、ホームページだけでは十分ではないため、さまざまな方法で周知徹底を図っていく必要がある。

【委員】

個別配布により、地区ごとの課題について周知してはどうか。

【事務局】

対象区域7000世帯全部に個別配布することは難しいが、課題等については、できるだけお知らせしたい。

【委員】

周知については住民だけでなく、土地の所有者にも行ったほうが良い。

【事務局】

検討事項としたい。

【委員】

今まで実施してきた住居表示は町名の変わらない地域を実施してきた。今回の住居表示

はまち区域の変更を伴うものであり、まちづくりの視点からも、今後実施する地域のモデルケースともなる。この点についても、答申案に盛り込んでいく必要がある。

【会長】

次回はこれまでの審議と現地調査の成果を踏まえて、答申の原案を作成し、検討する。答申案文については、会長に一任願い、山田委員の協力のもと作成したい。

【委員】

今後の説明会はいつごろに実施するのか。

【事務局】

町名に関する関心が高いが、現在のところ示せるものがない。次回の審議会を待って実施したい。

【委員】

次回の審議会では市長からの諮問はあるのか。

【事務局】

その方向で進めたい。

【委員】

町名の変更を最終的に決めるのはどこか。

【事務局】

市長が町の名前を変更するという議案を市議会に提出し、議決を受ける。

【委員】

町丁名も増えるということか。

【事務局】

ある町丁名の丁目が増えるとした場合、増えた部分は町の新設ということになる。

【委員】

審議会は、新しく出てくる諮問については、大変重要であり、相当吟味して答申しなければならない。また、これを受け、市側としてはリーダーシップを発揮していただきたい。

【委員】

住民に知らせるのは議会の議決前か、後か。

【事務局】

議決の前、30日間公示する。

【委員】

平成24年10月1日に住居表示を実施するとした場合、いつまでに、議決を取らなければならないか。また、本審議会の結論をいつまでにしなければならないか。

【事務局】

平成23年3月か6月議会で議案提出するようである。

【委員】

市街地区域の決定については、住居表示の実施案と同時に議案提出するのか。

【事務局】

市街地区域の決定が先である。30日間の公示の前提として、市街地区域の決定がなされていないため、議会の会期としては2会期、すなわち平成23年3月議会、6月議会に議案提出しなければならない。

2. その他

次回の審議会は平成22年10月5日（火）に実施する。